別紙3-4

国産飼料の流通推進対策のうち新飼料資源の利用拡大対策の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第2の畜産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続等のうち本要領第2の3の(4)に係るものは、次のとおりとする。

第1 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

1 新飼料資源

これまでの家畜用の飼料としての使用の実態を鑑み新規性のある資源並びに現在活用されていない食品製造副産物等、余剰食品、調理残さ及び農場残さ等のうち家畜用の飼料又は飼料原料として利用可能と見込まれる資源のことをいう。

第2 事業の内容

第3に定める事業実施主体が新飼料資源の利用拡大を図るために行う次の1から3までの取組に要する経費に対し助成を行うものとする。

- 1 新飼料資源を利用した飼料の製造・給与実証等に係る調査・分析
 - ① 新飼料資源の発生量、活用事例、製造・給与実証等に係る調査及び調査結果 の共有・発信
 - ② 製造・給与実証等に係る分析及び分析結果の共有・発信
- 2 新飼料の製造及び家畜への給与に必要な器具・機材の導入
- 3 その他本事業の推進に必要となる取組

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、交付等要綱別表の3の(4)の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第4 事業の要件

- 1 事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、新飼料資源に係る民間企業、 都道府県等の試験研究機関、飼料製造事業者及び畜産農家等と連携した推進体制 の構築に努めるものとする。
- 2 新飼料資源を利用した飼料の成分分析等は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼安法」という)に基づく登録検定機関、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく登録検査機関又はISO/IEC・17025の第三者認証を受けた機関で実施すること。

3 新飼料の製造・給与に際しては、飼安法及びこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること。特に、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。)別表第1の5及び6並びに食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について(令和2年8月31日付け2消安第2496号農林水産省消費・安全局長通知)について、遵守状況を自ら点検し、確実に実施すること。

第5 事業実施の手続

- 1 事業実施主体の選定は、畜産局長が別に定める公募要領(以下「公募要領」という。)により行うものとする。
- 2 事業実施主体は、事業実施計画書(別紙3-4様式第1号)等の必要な書類について、交付等要綱第7第1項の交付申請書に添付するものとする。なお、公募要領による応募書の提出時に添付した書類(事業実施計画書を除く。)のうち、変更がないものについては、省略することができるものとする。
- 3 事業実施主体は、2の提出に当たり、あらかじめ関係する機関等(事業を実施 しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等)との調整を図るものと する。
- 4 事業実施主体が、交付等要綱別表の3の(4)に規定する重要な変更を行おうとする場合は、本要領第3の3の規定に基づき地方農政局長等(都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)と調整した上で、変更後の事業実施計画書(変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。)、その他必要な書類を交付等要綱第13第1項の変更等承認申請書に添付するものとする。なお、事業実施計画書における目標年度の目標値の増減に関する変更についても、同様の手続きを行うものとする。
- 5 2により提出を受けた地方農政局長等は、事業実施計画書に記載された内容が、当該地方農政局等の管轄を超える取組であることを確認した場合にあっては、関連する地方農政局等の担当部局に連絡するとともに、必要に応じて、当該計画の内容等関連する事項の確認について協力を求めることができるものとする。

第6 事業の成果目標及び目標年度

成果目標は、事業開始年度の前年度を基準年度として、新飼料資源を利用した 飼料の供給量を拡大するものとし、目標年度は、事業完了年度の翌年度から3年 以内とする。

第7 事業達成状況の報告

事業実施主体は、本要領第5の事業達成状況について、事業完了年度の翌年度

の7月末日までに、別記様式第3号に事業実施計画書に準じて作成したものを添付し、地方農政局長等に提出するものとする。なお、交付等要綱第18の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。

第8 事業の評価等

- 1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに、別記様式第4号に別紙3-4様式第2号を添付し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙3-4様式第3号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

第9 助成の対象

- 1 本要領第7の助成の対象となる経費は、別紙3-4別表に記載するとおりとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確 に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 3 自己資金若しくは他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。
- 4 補助対象事業費は、実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとする。また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大精算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省官房長通知)によるものとする。
- 5 器具・機材の導入に対する補助は、次のいずれかの方式による行うものとする。
- (1)購入方式

事業実施主体が、器具・機材の取得に必要な費用の一部を助成する。

(2) リース方式

事業実施主体が、器具・機材の貸付者に対し、リース方式による導入に必要な費用の一部を助成する。

- 6 本事業により導入する器具・機材は、原則として、一般に市販されているもの を対象とし、試験研究のために製造されたものについては、補助対象としないも のとする。
- 7 本事業により導入する器具・機材は、原則として新品とする。ただし、事業費の低減の観点等から地方農政局長等が特に必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における器具・機材は、その導入時に

おいて、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数をいう。)から経過年数を差し引いた残存期間(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上であるものに限るものとする。

- 8 既存の器具・機材の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること(いわゆる更新と見込まれる場合)については、本事業の補助の対象外とする。
- 9 リース方式で導入する場合の器具・機材は、リース事業者がその通常の事業に おいてリース物件として貸し付けているものとする。
- 10 器具・機材の導入に係る注意事項

(1) 共通

ア 導入する器具・機材の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、利 用規模に即した適正な器具・機材を選定するものとする。

- イ 導入する器具・機材の購入先の選定に当たっては、原則として、当該器具・機材の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- ウ 導入する器具・機材の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契 約を締結する等、導入する器具・機材の導入による効率的な成果の発現に努 めるものとする。

(2) 購入方式の場合

ア 事業実施主体は、原則として、補助の対象となる器具・機材について、動 産総合保険等の保険(盗難補償を必須とする。)に加入するものとする。

イ 事業実施主体は、導入した機械装置の管理状況を明確にするため財産管理 台帳を整備してこれを保管するものとする。

(3) リース方式の場合

ア 貸付期間終了後の貸付器具・機材の所有権の移転

リース事業者は、貸付対象器具・機材について、貸付期間終了後の適正な 譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該器具・機材に係る貸付 期間が終了したときは、当該譲渡額により事業実施主体に当該機械装置の所 有権を移転することができるものとする。

イ 途中解約の禁止

事業実施主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。 ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間 に係る貸付料相当額を解約金として事業実施主体がリース事業者に支払うも のとする。

ウ 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。 なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。

(ア) 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象器具・機材の取得価額(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象器具・機材の貸付期間で除して得た額とする。

(イ) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象器具・機材の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

エ 契約書類等の徴取

リース事業者は、リース契約の内容に貸付対象器具・機材の取得価額と補助金額を明記するものとする。

第10 その他

この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別紙3-4別表

区分	助成の対象	助成範囲
1 新飼料資源を利	新飼料資源、新飼料資源を利用し	新飼料資源を利用した
用した飼料等の製	た飼料を給与した家畜の畜産物等	飼料の製造や給与の実
造・給与実証等に	に係る調査、成分等分析及び調査・	証に必要な最小限度に
係る調査・分析	分析結果の共有・発信に必要な経費	ついてのみ補助するこ
		ととする。
2 新飼料の製造及	新飼料資源を利用した飼料の製	器具・機材の設置に要す
び家畜への給与に	造及び家畜への給与に必要な器具・	る経費は補助対象外と
必要な器具・機材	機材の導入に必要な経費	する。
の導入		
3 その他本事業の	本要領別表に掲げる助成対象経	
推進に必要となる	費のうち、当該取組に直接必要な経	
取組	費	

別紙3-4様式第1号(第5の2関係)

事業実施計画書 (新飼料資源の利用拡大対策)

1 事業実施主体の	概要			
事業実施主体名				
所在地				
代表者氏名				
2 事業目的				
3 取組の推進体制				
(新飼料資源に係る	る民間企業、都道府県	等の試験	研究機関、飼料製造事業者及び畜	
	た推進体制について記			
4 新飼料資源の利	用拡大対策の成果目標			
	○○年度		○○年度	
	(基準年度)		(目標年度)	
飼料供給量(kg)				
その他事業実施に。	よる効果			
	-			
5 調査・分析の取	:組内容			
① 調査・分析				
実加			取組内容	
	 	<u> </u>	版 织 内 宓	
実施時期	対象者		取組内容 	

6 導入器具・機材の稼働計画

器具・機材の名称	年間稼働日数		

※ 年間稼働日数については、本事業の実施にかかる稼働日数を記載すること。

7	その他				

8 事業計画

(千円)

			負担[区分	備考
	事業内容	事業費	国庫	その他	
			補助金	C +> E	
1 新飼料資					
源を利用し					
た飼料の製					
造・給与実					
証等に係る					
調査・分析					
2 新飼料資					
源を利用し					
た飼料の製					
造及び家畜					
への給与に					
必要な器					
具・機材の					
導入					
3 その他本					
事業の推進					
に必要とな					
る取組					

9 新飼料資源の利用拡大対策に必要な器具・機材の導入計画

名称	規格	導入(予定)時期	数量	事業費(円)	備考
事業費総額(税込	み)				
事業費総額(税抜き) …①					
助成対象額(①の 1/2 以内)					

10 飼料供給先(供給予定先)

供給先農家	市町村名	供給数量	畜種	販売価格

11 添付書類

- · 事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿
- ・事業実施主体収支計画及び推進体制
- ・その他地方農政局長等が必要と認める資料
- (注1)農林水産省畜産局長が別に定める公募要領による応募書の提出時に添付した 書類(事業実施計画書を除く。)のうち、変更がないものについては、省略する ことができるものとする。
- (注2) 添付書類について、事業実施主体等のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができるものとする。

別紙3-4様式第2号(第8の1関係)

事業評価報告書 (新飼料資源の利用拡大対策)

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者氏名	

2 調査・分析等の取組状況と実績

注:事業実施計画書の5に対応する取組状況を記載する。

3 導入した器具・機材の稼働実績

器具・機材の名称	年間稼働日数

[※] 年間稼働日数については、本事業の実施にかかる稼働日数を記載すること。

4 新飼料資源を利用した飼料の供給実績

	○○年度	○○年度
	(基準年度)	(目標年度)
供給量(kg)		

5 飼料供給先

供給先農家	市町村名	供給数量	畜種	販売価格

6 事業実施計画の目標と達成状況

目標年度	○○年度
目標	
(実施計画)	
実績	
達成状況に対する	
自己評価	

注1:目標の欄には、事業実施計画に記載した目標の内容を記載すること。

注2:実績の欄には、目標に対応する実績について記載すること。

注3:達成状況に対する自己評価の欄には、達成/未達成にかかわらず、主観的観

点から、目標に対する達成状況についての評価を記載すること。

7	その他				

番 号 年月日

○○農政局長 宛

(北海道にあっては北海道農政事務所長、 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

事業実施主体名: 代表者氏名:

国産飼料の流通推進対策事業(新飼料資源の利用拡大対策)の事業実施 に関する改善計画について

○○年度において実施した国産飼料の流通推進対策事業(新飼料資源の利用拡大 対策)について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改 善計画を実施することとしたので報告します。

記

- 1. 事業の取組の経過
- 2. 事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標		における成果目標の達成 E達成となった理由等	目標達成に向けた取組	
	達成率	未達成となった理由等		